別記様式第７号

学 位 論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

１．申請者氏名	中平　一義
２．審査委員	主　査：連大教授（上越教育大学）茨木　智志 副主査：連大教授（上越教育大学）志村　喬 委　員：連大教授（兵庫教育大学）關　　浩和 委　員：連大教授（兵庫教育大学）吉水　裕也 委　員：連大教授（鳴門教育大学）麻生　多聞

３．論文題目

動態的法教育学習理論開発研究

－法の生成プロセスと熟議民主主義を活用した法教育－

４．審査結果の要旨

論文提出による学位申請者　中平一義 から申請のあった学位論文について，兵庫教育大学学位規則第１６条に基づき，下記のとおり審査を行った。

論文審査日時：２０２２（令和４）年７月２９日（金）１４時００分～１５時００分

場所：zoomによる遠隔会議

(1) 学位論文の構成と概要

序章　本研究の目的と方法

第一章　法教育研究の現状と課題１－育成を目指す法的資質から

第二章　法教育研究の現状と課題２－法教育実践研究から

第三章　本研究が目指す法教育の全体像

第四章　法の系統性とその生成プロセス

第五章　法的な価値に関する教育－その意義，制約，方法

第六章　法的な価値から学ぶ動態的法教育学習理論

第七章　法教育の授業モデル開発

終章　本研究の成果と課題

本研究は，子どもの日常的な判断に法的な判断（実定法や法的な価値）を枠づけることで，判断の幅を広げることができる諸能力を育成することを目指した法教育研究である。

第一章では，法教育により育成を目指す諸能力である法的資質の内実と，その関係性を分類した。その結果，法的資質のうち法的知識の中でも価値に関わるものであるリーガリズム（価値）と，実定法や法により形成運用されている制度などのリーガリズム（実定法・制度）に分類された。また，法的技能や法的信念はリー

ガルマインドに分類された。さらに，法的資質と対象とする中学校学習指導要領の各教科の内容との関係を分析した。

第二章では，法教育実践研究を分析し，育成を目指す諸能力との関係性を明らかにした。また，社会科の知識類型からも実践を分析した。その結果，「ルールづくり」実践に可能性を見いだした。しかしながら，「ルールづくり」実践は法を対象としたものではない。そこで，法を事例に考察する必要が生じた。

第三章では，法教育で育成する諸能力と学習指導要領の関係，さらには法教育実践などの先行研究の分析で明らかになった課題を踏まえて本研究が目指す法教育の全体像を示した。

第四章では，法教育において必要な法の系統性について，法の三要素説＋（憲）法関係という動態的な生成プロセスをもち，さらに常に変容するダイナミズムをもつことが明らかになった。

第五章では，法の系統性を教育で扱う際の意義と限界や，その教育方法について考察した。特に価値にさらされている子どもが，その価値を相対化し判断できるようになるために価値に関する教育が重要であることを指摘した。なお，法的な価値について，真理として学習するのではなく，再構成可能なものとして学習する必要性について述べた。

第六章では，法教育の全体像を具体化する法教育の学習理論を考察した。そこでは，動態的な法の生成プロセスと法的資質の関係を整理し，それを授業論として成り立たせるために法的推論についてIRACを参考にして示した。加えて，本研究の法教育の学習理論について法的推論を活用するには，前章までに考察した演繹的・帰納的なものだけでなく，仮説形成（アブダクション）も必要であるとした。さらに，日常的な判断と法的な判断を比較するために熟議民主主義を援用することにした。

第七章では，構築した法教育の学習理論に基づいて男女雇用機会均等法を例に，授業モデルを開発した。

終章では，本研究の成果と課題をそれぞれ述べた。

(2) 審査経過

本研究は，中学校社会科を対象とした動態的な法教育学習理論の検討と授業モデルの開発を目指したものである。特に社会科教育に法学の議論や，政治学の熟議民主主義の議論を援用して学習理論開発を目的としたものである。

本研究の成果は，①静態的になりがちな法教育を動態的に学習することができる理論を構築したこと，②法的な価値を教育で扱う際の意義や限界について示したこと，③動態的な法の生成プロセスを活用した法教育に熟議民主主義の視点を加えることにより，子どもの日常的な判断を加えた法教育を加えたこと，④具体的な授業モデルを示したことにみられる。

これらの点から，本研究は，社会科教育実践の改善に貢献するものであるとの高い評価を得た。

(3) 審査結果

以上により，本審査委員会は 中平一義 の提出した学位論文が博士（学校教育学）の学位を授与するにふさわしい内容であると判断し，全員一致で合格と判定した。